

○海上保安庁告示第九十二号

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行に伴い、海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第二十五条第二項の規定に基づき、海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路の指定に関する告示
海上交通安全法第二十五条第二項の規定に基づく経路は、次の表に定めるところにより指定するものとする。

経路の名称	経路	備考
東京沖灯浮標付近海域における経路	東京西防波堤灯台（北緯三五度三五分一〇秒東経一三九度四七分二秒）から一二六度三〇分八、二一〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）を中心とした半径一、八五〇メートルの円内海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に	A地点を示す目安として東京沖灯浮標が設置されてい

	<p>東京湾アクアライン東水路付近海域における経路</p>
<p>基づく港の区域を除く。)を通過して航行する船舶は、A地点を左げんに見て航行すること。</p>	<p>一 川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から一〇〇度三〇分九、三七〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）、同灯台から一二三度三〇分八、二三〇メートルの地点、同灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点及び同灯台から八〇度三分六、〇三〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を順次に結んだ線並びにA地点とB地点を結んだ線により囲まれた海域（以下この項において「東京湾アクアライン東水路」という。）を南の方向に通過して航行する船舶は、同灯台から九二度七、四一〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）及び同灯台から一二一度三分五、九一〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の西</p>
<p>る。</p>	<p>一 C地点を示す目安として東京湾東水路中央第一号灯標が設置され</p> <p>二 D地点を示す目安として東京湾東水路中央第一号灯標が設置され</p>

<p>木更津港沖 灯標付近海 域における 経路</p>	
<p>第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東經一三九度四四分二九秒）から一〇度三、八二〇メートルの地点から二一度七、二〇〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二分三七秒東經一三九度五一分四〇秒）から四九度四、八三〇メートルの地点から二九〇度八、〇四〇メートルの地点とを結んだ線を横切った後、第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点から二一度七、二〇〇メ</p>	<p>側の海域を航行すること。この場合において、千葉港方面から航行するときはA線に近寄って航行し、京浜港東京区方面から航行するときはA線から遠ざかって航行すること。</p> <p>二 東京湾アクアライン東水路を北の方向に通過して航行する船舶は、A線の東側の海域を航行すること。この場合において、千葉港方面に向けて航行するときはA線から遠ざかって航行し、京浜港東京区方面に向けて航行するときはA線に近寄って航行すること。</p>
<p>一 A地点を示す目安として中ノ瀬航路第八号灯標が設置されている。</p>	<p>ている。</p>

<p>中ノ瀬西方 海域におけ</p>	
<p>一 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一一八度六、八一〇メートルの地点（以下</p>	<p>「トルの地点（以下この項において「B地点」という。）及び同地点から二一度三、七八〇メートルの地点とを結んだ線を横切つて航行しようとする船舶は、木更津港防波堤西灯台から三〇三度三〇分八、五〇〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）を左げんに見て航行すること。</p>
<p>一 A地点を示す目安と</p>	<p>二 B地点を示す目安として中ノ瀬航路第七号灯標が設置されている。</p> <p>三 C地点を示す目安として木更津港沖灯標が設置されている。</p>

この項において「A地点」という。）、同灯台から一四一度三〇分五、九二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）、同灯台から一五九度三〇分七、四五〇メートルの地点（以下この項において「C地点」という。）、第二海堡灯台から三三八度五、〇三〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）、同灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点、同灯台から二九九度四、〇三〇メートルの地点、横浜本牧防波堤灯台から一七三度三〇分六、三〇〇メートルの地点、東京灯標（北緯三五度三分五八秒東経一三九度四分四一秒）から二五度三〇分九、二八〇メートルの地点から一九九度五、三七〇メートルの地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点から二三三度九、三六〇メートルの地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点、同灯台から一四九度四、〇四〇メートルの地点及び同灯台から一一二度四、九九〇メートルの地点（以下この項において「E地点」という。）を順次に結んだ線並びにA地点とE地点を結んだ線により囲まれた海域（

して東京湾
中ノ瀬D灯
浮標が設置
されている
。
二 B地点を
示す目安と
して東京湾
中ノ瀬C灯
標が設置さ
れている。
三 C地点を
示す目安と
して東京湾
中ノ瀬B灯
標が設置さ

以下この項において「中ノ瀬西方海域」という。）をこれに沿って南の方向に航行する船舶は、同灯台から一一七度三〇分五、八三〇メートルの地点（以下この項において「F地点」という。）、同灯台から一四三度三〇分五、〇五〇メートルの地点（以下この項において「G地点」という。）、同灯台から一六五度三〇分七、〇五〇メートルの地点（以下この項において「H地点」という。）及び第二海堡灯台から三〇八度三、二一〇メートルの地点（以下この項において「I地点」という。）を順次に結んだ線（以下この項において「A線」という。）の西側の海域を航行すること。

二 中ノ瀬西方海域をこれに沿って北の方向に航行する船舶（横浜本牧防波堤灯台から一七三度三〇分六、三〇〇メートルの地点及び横須賀市夏島町北端（北緯三五度一九分四九秒東経一三九度三八分二七秒）から六四度二、四七〇メートルの地点から四六度三〇分一、四五〇メートルの地点を結んだ線（以下この項において「B線」という。）を横切つて航行し、B線の西側

れている。

四 D地点を示す目安として東京湾中ノ瀬A灯標が設置されている。

五 F地点を示す目安として東京湾中ノ瀬西方第三号灯標が設置されている。

六 G地点を示す目安と

の海域に向けて航行しようとする船舶は除く。）は、目的港の
港域に入るため針路を転じるまでの間、A線の東側の海域を航
行すること。この場合において、喫水二〇メートル以上の船舶
は、A地点、B地点、C地点及びD地点を順次に結んだ線から
中ノ瀬西方海域の内側四〇〇メートル以上離れた海域を航行す
ること。

して東京湾
中ノ瀬西方
第二号灯標
が設置され
ている。

七 H地点を
示す目安と
して東京湾
中ノ瀬西方
第一号灯標
が設置され
ている。

八 I地点を
示す目安と
して浦賀水
道航路中央

	<p>伊良湖水道 航路出入口 付近海域に おける経路</p>
<p>第六号灯浮 標が設置さ れている。</p>	<p>一 伊良湖水道航路の北西側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って南の方向に航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八秒）から二八三度四、二四〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）から一三四度一、八四〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「A線」という。）の西側の海域を航行すること。</p> <p>ロ A地点から二二四度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。</p> <p>二 伊良湖水道航路をこれに沿って南の方向に航行し、同航路の南東側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た船舶は、次</p>
<p>第六号灯浮 標が設置さ れている。</p>	<p>一 A地点を示す目安として伊勢湾第三号灯浮標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として伊勢湾第二号灯浮標が設置されている。</p>

のイ及びロに定めるところによること。

イ 神島灯台（北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五九分一秒）から一〇二度三〇分四、一八〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）から三一四度一、八五〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「B線」という。）の西側の海域を航行すること。

ロ B地点から一九八度三、三一〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

三 伊良湖水道航路の南東側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って北の方向に航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ B線の東側の海域を航行すること。

ロ B地点から四四度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

四 伊良湖水道航路をこれに沿って北の方向に航行し、同航路の北西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た船舶は、次

<p>大阪湾北部 海域における 経路</p>	
<p>一 神戸灯台（北緯三四度三八分五四秒東経一三五度一〇分五秒）から一一七度三〇分七、三二〇メートルの地点から一八〇度四、三一〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「A線」という。）を横切った後、同灯台から一五八度四、六三〇メートルの地点から一八〇度五、三六〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「B線」という。）を横切って航行しようとする総トン数五〇〇トン以上の船舶は、同灯台から一三二度三〇分八、八四〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯台から一六五度六、六四〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を結んだ線（以下この項において「C線」という。）の北側の</p>	<p>のイ及びロに定めるところによること。 イ A線の東側の海域を航行すること。 ロ A地点から四四度一、二〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。</p>
<p>二 B地点を示す目安として神戸沖第一号灯浮標が設置さ</p>	<p>一 A地点を示す目安として神戸沖第二号灯浮標が設置されている。</p>

<p>洲本沖灯浮標及び由良瀬戸付近海域における経路</p>	<p>一 北緯三四度二分二〇秒の線（以下この項において「A線」という。）を横切つて航行し、友ヶ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東経一三五度二秒）、同灯台から一八〇度一、四九〇メートルの地点、生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分）を順次に結んだ線（以下この項において「B線」という。）を横切つて航行しようとする船舶、又はB線を横切つた後、A線を横切つて航行しようとする船舶は、友ヶ島灯台から五度八、三一〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）を左げんに見て航行すること。</p> <p>二 友ヶ島灯台、同灯台から〇度一、八九〇メートルの地点、淡路由良港成山防波堤灯台（北緯三四度一七分五三秒東経一三四</p>	<p>海域を航行すること。</p> <p>二 B線を横切つた後、A線を横切つて航行しようとする総トン数五〇〇トン以上の船舶は、C線の南側の海域を航行すること。</p>
<p>る。</p> <p>設置されている。</p> <p>本沖灯浮標が目安としてA地点を示す</p>	<p>れている。</p>	

<p>明石海峡航 路東側出入</p>	
<p>一 明石海峡航路の東側の出入口の境界線を横切って航行し、同一航路をこれに沿って西の方向に航行しようとする長さ五〇メー</p>	<p>度五六分四三秒）を順次に結んだ線（以下この項において「C線」という。）を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 友ヶ島灯台から三一五度二、六六〇メートルの地点から一八〇度三、三八〇メートルの地点まで引いた線（以下この項において「D線」という。）の西側の海域を航行すること。</p> <p>ロ D線から二七〇度の方向に一五〇メートル以上離れた海域を航行すること。</p> <p>三 B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ D線の東側の海域を航行すること。</p> <p>ロ D線から九〇度の方向に一五〇メートル以上離れた海域を航行すること。</p>
<p>一 A地点を示す目安と</p>	

口付近海域
における経
路

トル以上の船舶は、次のイからハに定めるところによること。

イ 平磯灯標（北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五秒）から一六〇度四、五五〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯標から二一五度二、七〇〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）まで引いた線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。

ロ 平磯灯標から一三九度二、三五〇メートルの地点から一八〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行すること。

ハ A地点から二〇〇メートル以上離れた海域を航行すること。

二 明石海峡航路をこれに沿って東の方向に航行し、同航路の東側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た長さ五〇メートル以上の船舶は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ A線の南側の海域を航行すること。

して明石海峡航路東方灯浮標が設置されている。

二 B地点を示す目安として明石海峡航路中央第三号灯浮標が設置されている。

<p>明石海峡航 路西側出入 口付近海域 における経 路</p>	
<p>一 明石海峡航路をこれに沿って西の方向に航行し、同航路の西側の出入口の境界線を横切って同航路外に出た総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、江崎灯台（北緯三四度三六分二三秒東経一三四度五九分三六秒）から三二八度三〇分二、〇五〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）及び同灯台から二七二度四、四二〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。</p> <p>二 明石海峡航路の西側の出入口の境界線を横切って航行し、同航路をこれに沿って東の方向に航行しようとする総トン数五、〇〇〇トン以上の船舶は、A線の南側の海域を航行すること。</p>	<p>ロ A地点から二〇〇メートル以上離れた海域を航行すること。</p>
<p>一 A地点を示す目安として明石海峡航路中央第一号灯浮標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として明石海峡航路西方灯浮標が設置されている</p>	

<p>釣島水道付近海域における経路</p>	<p>一 野忽那島灯台（北緯三三度五七分五八秒東経一三二度四一分五一秒）から一二四度三〇分二、四四〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）、釣島灯台（北緯三三度五三分三五秒東経一三二度三八分一九秒）から三四七度三〇分一、三〇〇メートルの地点、同灯台から三三六度二、六五〇メートルの地点及び野忽那島灯台から一〇〇度三〇分一、二四〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を順次に結んだ線並びにA地点とB地点を結んだ線により囲まれた海域（以下この項において「釣島水道」という。）をこれに沿って西の方向に航行する船舶は、野忽那島灯台から一一六度三〇分一、八一〇メートル（以下この項において「C地点」という。）の地点及び釣島灯台から三四〇度一、九七〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行</p>
<p>る。</p>	<p>一 C地点を示す目安として安芸灘南航路第一号灯浮標が設置されている。</p> <p>二 D地点を示す目安として釣島水道灯浮標が設置されている。</p>

	<p>音戸瀬戸付近海域における経路</p>
<p>二 釣島水道をこれに沿って東の方向に航行する船舶は、A線の南側の海域を航行すること。</p>	<p>一 音戸灯台（北緯三四度一分五七秒東経一三二度三二分一秒）から八五度三〇分三三〇メートルの地点から二七三度二二〇メートルの地点まで引いた線を横切つて航行した、又は航行しようとする総トン数五トン以上の船舶は、同灯台から二〇度四九〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）を左げんに見て航行すること。</p> <p>二 音戸灯台から一六九度五九〇メートルの地点から二九四度二二〇メートルの地点まで引いた線を横切つて航行した、又は航行しようとする総トン数五トン以上の船舶は、同灯台から一八〇度九〇〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を左げんに見て航行すること。</p>
	<p>一 A地点を示す目安として音戸瀬戸北口灯浮標が設置されている。</p> <p>二 B地点を示す目安として音戸瀬戸南口灯浮標が設置されている。</p>

附 則

この告示は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、東京沖灯浮標付近海域における経路の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。